

新たな振興計画（素案）

福祉保健部会  
調査審議結果報告書  
（中間取りまとめ）

令和3年10月

沖縄県振興審議会  
福祉保健部会

新たな振興計画（素案）  
福祉保健部会調査審議結果報告書（中間とりまとめ）

目次

	頁
1 福祉保健部会の概要 .....	1
(1) 所掌事務について .....	1
(2) 構成について .....	1
(3) 開催実績について .....	1
2 福祉保健部会における調査審議結果（中間取りまとめ）	
(1) 新たな振興計画（素案）に対する修正意見について .....	4
(2) 関連体系図（案）に対する修正意見について .....	16
(3) 自由意見について .....	18
別紙 1 新たな振興計画（素案）に対する修正意見審議内容一覧（福祉保健部会）	
別紙 2 関連体系図（案）に対する修正意見審議内容一覧（福祉保健部会）	
別紙 3 自由意見の一覧（福祉保健部会）	

## 1 福祉保健部会の概要

### (1) 所掌事務について

沖縄県振興審議会に設置されている部会のうち、福祉保健部会は「社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること」を所掌することとされている（沖縄県振興審議会運営要綱第2条）。

### (2) 構成について

福祉保健部会の構成は次のとおりである。

※ ◎は部会長、○は副部会長を示す。

◎安里	哲好	沖縄県医師会会長
○湧川	昌秀	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会会長
	米須 敦子	沖縄県歯科医師会会長
	平良 孝美	沖縄県看護協会会長
	前濱 朋子	沖縄県薬剤師会会長
	村濱 千賀子	沖縄県栄養士会会長
	宮城 雅也	沖縄県小児保健協会会長
	小那覇 涼子	公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 沖縄県マザーズスクエアゆいはあと統括責任者
	安座間 葉子	沖縄県保育協議会会長
	岡野 みゆき	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会事務局長
	村田 涼子	社会福祉法人若竹福祉会理事長
	高良 清健	一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会会長

※ 福祉保健部会専門委員以外の出席者（第1回及び第2回部会に出席）

本村 真 琉球大学人文社会学部教授  
（沖縄県振興審議会委員/産業振興部会専門委員）

### (3) 開催実績について

福祉保健部会の開催実績は次のとおりである。

#### ○ 第1回福祉保健部会

日時 令和3年7月14日（水）14:30～16:30

場所 県庁6階第2特別会議室

議題

- 1 調査審議の進め方について
- 2 福祉保健部会開催スケジュールと検討テーマについて
- 3 「新たな振興計画（素案）」と「主要・成果指標」について
- 4 自由討議（質疑応答、要望等）

○ 第2回福祉保健部会

日時 令和3年8月6日(金) 14:30~16:30

場所 県庁6階第1特別会議室

議題

- 1 第1回福祉保健部会意見への対応方針について
- 2 調査審議
  - ▷ 基本施策2
    - (1) 子どもの貧困解消に向けた総合的な支援の推進
    - (2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり
    - (4) 高齢者・障害者を支える福祉サービスとセーフティネットの充実(ウ-④は除く)
  - ▷ 基本施策5
    - (4) 人口減少に対応し、地域社会を支える人づくりと人材の確保
      - イ-③ 保育士・の育成・確保
      - イ-④ 福祉・介護人材の育成・確保

○ 第3回福祉保健部会

日時 令和3年9月9日(木) 14:30~16:30

場所 県庁14階会議室

議題:

- 1 第2回福祉保健部会意見への対応方針について
- 2 調査審議
  - ▷ 基本施策2
    - (3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
    - (7) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
  - ▷ 基本施策3
    - (9) 希望と活力にあふれる「スポーツアイランド沖縄」の形成
      - イ-③ 県民一人ひとりが参加する生涯スポーツの推進
  - ▷ 基本施策4
    - (3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献
      - ア-④ 保健衛生分野における国際協力の推進
  - ▷ 基本施策5
    - (4) 人口減少に対応し、地域社会を支える人づくりと人材の確保
      - ウ-① 医師の確保と資質向上
      - ウ-② 薬剤師の確保と資質向上
      - ウ-③ 看護師等の確保と資質向上

第6章

- ▷ 基本施策3 圏域別展開
  - (1) 北部圏域 イ-① 医療・福祉の充実

- (2) 中部圏域 エ-① 持続可能なまちづくりの推進
- (3) 南部圏域 エ-③ 持続可能なまちづくりの推進
- (4) 宮古圏域 ウ-② 医療・福祉の充実
- (5) 八重山圏域 ウ-③ 医療・福祉の充実

## 2 福祉保健部会における調査審議結果（中間取りまとめ）

- (1) 新たな振興計画（素案）に対する修正意見について  
新たな振興計画（素案）に対する修正意見については、別紙1（新たな振興計画（素案）に対する修正意見審議結果一覧（福祉保健部会））のとおりとりまとめた。
- (2) 関連体系図（案）に対する修正意見について  
関連体系図（案）に対する修正意見については、別紙2（関連体系図（案）に対する修正意見審議結果一覧（福祉保健部会））のとおりとりまとめた。
- (3) 自由意見について  
福祉保健部会の調査審議過程における(1)及び(2)以外の意見については、別紙3（自由意見の一覧（福祉保健部会））のとおりとりまとめた。

**意見書様式(修正文案用)**  
**(新たな振興計画(素案)に対する意見)**

部会名:福祉保健部会

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
1	4	52	24	<p>(1) 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進 (P52 25行～P53 25行) □ (略)</p>	<p><input type="checkbox"/> 家庭の経済状況等に左右されず、沖縄の未来を担うすべての子どもたちが夢や希望を持って成長することができ、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指す。 <input type="checkbox"/> 子どもの貧困の世代間連鎖の克服と解消に向けては、核家族化、人間関係の希薄化や自己責任論等から「社会的孤立」に陥りやすく、日々の生活に追われ行政からの支援情報が届きにくい「情報弱者」となっていることを考慮し、支援を必要としている子どもを確実にサーチネットに繋げることが課題である。 <input type="checkbox"/> また、子どもの保護者に対する就労支援の充実を図るなど、困窮する家庭の家計や雇用の質の改善等による経済施策を行うことが課題である。 <input type="checkbox"/> さらに、どのような状況に置かれていても、子どもたちが質の高い教育を受けられることができる環境を提供し、個々の成長と豊かな人生の実現を後押しする教育施策を行うことが課題である。 <input type="checkbox"/> このため、子どものライフステージにに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開、貧困状態にある子どもへの支援、ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援に取り組む。</p>	<p>理念(目標)、課題、政策、具体的取組が混在しているので整理が必要ではないが、特に、53頁の19行～22行については、必要な内容なので是非入れてもらいたい、具体的な内容なので次頁への記載が適切ではないか。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。なお、53頁19行～22行の基本施策の説明については、居場所におけるキャリア教育として「① 生活支援の充実」に含まれていること、138頁10行「② 若年者の就業意識啓蒙等の推進」においても記載していることから削除する。</p>
2	4	53	9	<p>「困窮する家庭の家計や雇用の質の改善など」</p>	<p>意見番号1のとおり修正</p>	<p>現在のコロナの影響で企業の方が弱まり雇用の量も不足している状況があるため「雇用の量」の文言を記載してはどうか</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。基本施策の説明(52頁25行～53頁25行)については、「目指す姿」、「課題」、「施策」に整理して修正する。 なお、「困窮する家庭の家計や雇用の質の改善等による経済施策」には、「雇用の量」についても含まれている。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
3	4	53	19	<p>□ 貧困の世代間連鎖の克服と解消には、子ども達自身が社会で生きていくための力をつけることが大切な要件であるが、そこには、<b>社会生活の中で必要な健康保険、税金、年金等とともに、将来働く上で必要な労働関係の基礎知識も重要</b>である。</p> <p>① 若年者の就業・定着の促進、②若年者の就業意識啓発等の推進</p>	意見番号1のとおり修正	<p>総論は賛成だが、どのように基礎知識を習得していくかについて具体的な方策が必要。子どもの頃から生き抜くために必要な経済活動について触れることが大切。雇用の実務的知識と、起業して経営する場合の実務的な経験や知識の習得までできるよう目指して欲しい。職場体験が授業の一コマになるぐらい数多く経験できる機会があるとういと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会の常識はできるだけ早い段階から見聞きし、自分の考えを持てるようにしておくべき</li> <li>・ 雇われること(就職)だけが将来の選択肢ではないことを知ってもらいたい</li> <li>・ 起業の面白さや厳しさもシミュレーションできることが必要</li> <li>・ 合わせて職業上の倫理についても学ぶ機会が必要</li> </ul>	<p>【該当箇所を修正】 基本施策の説明(52頁25行～53頁25行)については、「目指す姿」、「課題」、「施策」に整理し、左案のとおり修正することとする。 なお、基礎知識の習得に関しては、「138頁10行目からの施策」② 若年者の就業意識啓発等の推進」に記載されている。</p>
4	4	53	21	<p>「社会生活の中で必要な健康保険、税金、年金等とともに、将来働く上で必要な労働関係の基礎知識も重要である」</p>	意見番号1のとおり修正	<p>貧困家庭の支援の中で、「金融関係の基礎知識」を持つてもらうことは重要であるため「労働関係や金融関係の基礎知識」の文言を記載してはどうか。</p>	<p>【該当箇所を修正】 意見番号1等の修正により、53頁19行～22行は修正済である。 なお、労働関係法令の基礎知識の普及に係る取組は、138頁10行「② 若年者の就業意識啓発等の推進」に、金融関係の基礎知識の普及に係る取組は、81頁13行「⑦ 消費生活安全対策の強化」に含まれている。</p>
5	4	53	27	<p>ア 子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開 ① つながる仕組みの構築 ② 県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発</p>	-	<p>具体的な支援と県民運動や普及啓発は同じ項目には馴染まないこと、つながる仕組みの構築に必要なのは人材と考えることから、「子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築」と「県民運動の展開」は分けて記載してはどうか。</p>	<p>【原文のとおり】 「① つながる仕組みの構築と県民運動の展開」を分けて記載することについて、「つながる仕組み」は、支援が必要な子どもやその保護者に支援が広がるための人的・組織的な体制構築を施策として、「県民運動の展開」は、支援機関同士や企業等が連携・協働により支援をしていくことを位置づけている。 以上から、つながる仕組みの構築と県民運動の展開を一体的に推進するため、同じ施策展開に位置づけることとする。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
6	4	53	30	□ …。国・県・市町村、教育・福祉等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働し、…	□ …。国・県・市町村、教育・福祉・ <b>雇用・医療等</b> の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働し、…	子どもの貧困の解消には、親の貧困問題の様々な分野で課題があり、縦割りではなく横の連携が必須であるため、「教育・福祉」の文言の後に「雇用」の文言を記載してはどうか。	【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。子どもの貧困対策を推進するに当たっては、子どもやその保護者の抱える多様な課題に対応するために、様々な支援機関が連携・協働し、支援を行っていくことが重要である。「教育・福祉等の関係団体」には、雇用関係の団体も含んでいるが、明確化するため修正する。
7	4	55	7	① 生活支援の充実	① 生活 <b>及び教育支援</b> の充実	切れ目のない支援を親にも子どもにも行うと明記されていることは素晴らしいと思いますが、少し気になるのは生活支援と経済支援にとどまっている受け取れないかということです。今回「学校教育」というテーマとすることで、学校と地域社会が協働で、親子ともに自己肯定感や自己有用観を育てることも見据えた支援体制が少しでも見える表現をお願いします。貧困の連鎖は、経済の問題より心の問題の根が深く、承認欲求の渴望が低年齢層の妊娠の引き金であったり、生理用品の購入ができないうちに通学に支障をきたす等の心の問題は養護教諭をはじめとする教職員のみでは抱えきれないことだと推察される。学校現場の負担軽減の軸に、支援員や地域医療機関、福祉施設などの積極的な介入が必要であるため	【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。家庭の経済状況が子どもの生活と成長に与える悪影響を防ぐため、生活支援や経済支援だけでなく、福祉・教育・医療等の支援機関へつなげることも重要であると考えており、また、自己肯定感などの非認知能力については、家庭の経済状況による影響がある一方で、経済的に厳しい家庭であっても学力の高い子どもは、非認知能力が高いことが指摘されている。そのため、54頁5行「① つながる仕組みの構築」において、関係機関との情報共有や、子どもを支援につなげるための調整を行う「子どもの貧困対策支援員」を市町村に配置することなどに取り組みすることとしており、また、55頁7行「① 生活支援の充実」において、子どもの居場所の利用による効果の一つとして、自己肯定感の向上がみられることから、居場所の活動が充実するよう取り組むこととしている。
8	4	55	7	① 生活支援の充実	① 生活 <b>及び教育支援</b> の充実	53頁で、教育施策の一層の充実を図ると強調されているが、54頁以降の取り組みには教育の支援についての項目がない。入れるべきではないか。	【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。貧困の連鎖の解消のためには、教育施策の充実が重要であるため左案のとおり修正する。なお、学校教育の充実については、161頁4行の基本施策「5」2「生きる力」を育む学校教育の充実」に位置づけられている。



番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
9	4	55	24	「ウ ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援」中の「ひとり親家庭等」の記載について	-	ひとり親対策の中で祖父母などが子どもを養育している世帯への支援も重要であるため、「養育者世帯」をキーワードとしてどこかに記載してはどうか。	【原文のとおり】 県においては、母子、父子、寡婦、養育者等を含めた様々な世帯に対し支援を行っているところであり、その総称的な表現として「ひとり親家庭等」と記載している。
10	4	56	1	① ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への生活自立支援 □ ひとり親家庭等の生活の安定と自立した生活に向けて、保育や医療にかかる経済的負担の軽減や住宅支援等の生活支援に取り組む。 □ 個々が抱える課題に応じた就労支援や、企業における正規雇用促進の支援等による雇用の質の改善に加え、子どもへの学習支援など、各家庭の状況に応じた総合的な支援に取り組む。 □ 生活困窮者に対し、生活に関する相談など個々の状況に応じた支援、職業訓練の実施、職業のあっせんなど、保護者への就労や学び直しの支援に取り組む。	-	「等」にどこまで含めるかについて、分けて記載した方がわかりやすいのではないか。もししくは定義を明確にすべき。 例えば56頁2行目の「ひとり親家庭等」と7行目の「生活困窮者」は何か違うか。 この計画に基づき施策が展開されると思われるが、利用できる制度については異なるので、これも踏まえるなど「等」では曖昧になる。	【原文のとおり】 県では、母子、父子、寡婦、養育者等を含めた様々な世帯に対し支援を行っているところであり、特定の世帯に限定する意図はないことから、総称的な表現として「ひとり親家庭等」と記載している。 一方、50頁7行目「生活困窮者」については、生活困窮者自立支援法において規定する支援を踏まえ記載しており、従来のひとり親施策に加え、生活困窮者自立支援制度においても、困窮するひとり親家庭等を支援することの趣旨を述べている。
11	4	57	17	□ 多様な保育ニーズに対応するため、市町村と連携の下、育児相談等の地域子ども子育て支援や延長保育、病児・病後児保育、預かり保育等のきめ細やかな子育てサービス提供体制・環境整備に取り組む。	-	沖繩の産業構造は夜勤の人が多くことや観光訪問客なども含め夜間保育のニーズがあるのではないかと考えるが、県がそのニーズを把握しているのであれば「夜間保育」に関する取組の記載を検討してはどうか。	【原文のとおり】 意見の趣旨については「ア 子ども子育て支援の充実」中、57頁13行「③ 乳幼児期の子育て環境の充実」において記載している。 県としては、引き継ぎ市町村と連携し、多様な保育ニーズに対応したきめ細やかな子育てサービスの提供体制・環境整備に取り組んでいくこととしている。
12	4	58	2	□ 公的施設を活用した放課後児童クラブの整備を促進すること等により、クラブの環境改善、質の向上及び保護者負担の軽減に取り組むとともに、多子世帯への支援や児童館等の整備を促進すること等により、多様な子ども・子育て環境の充実に取り組む。	-	「ひとり親等」に「養育者世帯」を素案に明記することで養育者世帯の課題を現場の市町村等に周知し、地域から養育者世帯を支援していく動きを起すということでは意義はあるのではないか。	【原文のとおり】 「多子世帯への支援」については、「養育者世帯」を含む全ての世帯を対象として行っているため原文のとおりとする。 ＜養育者世帯への支援について＞ 養育者世帯への支援については、素案56頁「ひとり親家庭等」の箇所において、養育者世帯も含めた支援について記載している。 なお、県においては、現在、「養育者世帯子育て相談支援体制強化事業」を実施しており、令和2年度に実施した世帯訪問による生活実態の把握に基づき、令和3年度は圏域別研修会の実施、支援マニュアルの作成などに取り組んでおり、県、市町村、相談支援機関が連携し、養育者世帯への支援を強化していくこととしている。

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
13	4	59	29 以降 に追 加	<p>□ 糖尿病等の生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた健康診断や特定健診の受診率向上、生活習慣を改善するための食生活改善や適度な運動習慣等の実践に向けた環境整備に取り組む。</p>	<p>□ …。 (追加) □ また、働き盛り世代の生活習慣の改善や職場における健康づくりの促進に取り組む。</p>	<p>沖縄県は、健康診断の有所見率が9年連続してワーストとなっている。現役世代の死亡率も高く、沖縄における生産性の低さの要因の一つともなっている。 このため、有所見率の改善を図る等のため、職場における健康づくりの取組として、健康経営の促進を項目として追加して頂きたい。 今回、企業の「稼ぐ力」の強化を打ち出しているが、DXの推進やイノベーションの促進等による生産性の向上だけでなく、生産性を低下させず、経営基盤の強化を図るため、「健康経営」の取組の強化も求められていると考</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。</p>
14	4	61	5	<p>□ ハブクラゲやオコゼ等の海洋危険生物による刺咬被害を未然に防止するため、県民及び観光客への広報啓発活動に取り組む。</p>	<p>(修正) □ ハブクラゲやカツノエボシ、オコゼ等の海洋危険生物による刺咬被害を未然に防止するため、被害の多い場所への看板設置促進、対処方法の周知等、県民及び観光客への広報啓発活動に取り組む。</p>	<p>海洋生物による刺傷被害の半分以上は、クラゲ類によるものであること(最近カツノエボシによる被害も増加)、砂辺等ネット設置がなく県民や観光客が多数訪れる場所被害が増えているので、もう少し具体的な記述を希望します。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。</p>
15	4	61	10~ 19	<p>□ 離島・へき地の医療機関で勤務を希望する医師について、全国規模で情報を収集するとともに、離島・へき地への代診医の派遣等に取り組む。</p>	<p>□ …。また、離島・へき地の診療所で勤務する看護師の確保・定着に向けて代替要員の確保に取り組む。</p>	<p>人的資源に限られた離島・へき地診療所では、医師と共に医療を提供する専門職は看護師のみであり、ほとんどが一人配置で勤務している。そのため、病氣や研修、急用等の場合に代替看護師による支援は必須であり、そのような環境を整備しなければ安定的な看護師確保、ましてや定着は困難である。また、短期間であっても看護師不在となると診療所医師の負担増が懸念される。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 離島・へき地診療所勤務の看護師は、一人体制が多く、研修参加や休暇取得等が難しいなど厳しい勤務環境下にある。 そのため、代替要員の確保による勤務環境の改善は、看護師の確保・定着のためにも重要であり、県では、平成25年度から代替看護師による支援を行っている。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
16	4	61	24	□ 救急医療従事者の負担軽減を図るため、休日・夜間の子ども急な病気への対応や医療機関の受診に関する電話相談等の情報提供に取り組む。	□ 救急医療従事者の負担軽減を図るため、休日・夜間の子ども急な病気への対応や医療機関の受診に関する電話相談等の情報提供及び休日・夜間対応薬局への支援に取り組む。	沖縄県薬剤師会は、救急医療機関の負担軽減の観点から、県立南部医療センターも医療センター前の会館薬局において、休日・夜間対応を行っているが、夜間・休日対応の体制を維持するため、財政的な負担が生じており、今後、体制維持が困難な状況にあることから、救急医療機関の負担軽減を目的として夜間・休日対応を行っている薬局に対する支援についても追記してもらいたい。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。
17	4	62	4	① 感染症対策の強化	—	新型コロナウイルス感染症などの新興感染症発生時に、感染拡大防止としての人流を抑制するため、緩やかな私権制限の政策を検討して頂きたい。	【原文のとおり】 新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、都道府県対策本部長の権限として、その区域における対策の実施について必要な協力の要請をすることができることされている。更に緊急事態においては、多数の者が利用する施設の使用制限又は停止、催物の開催制限又は停止等の措置を講じるよう要請することができることとしている。 新興感染症についても特措法に基づき感染防止対策を検討することとなる。
18	4	62	13～ 26	② 新興・再興感染症拡大期に備えた医療提供体制の確保	□ 感染隔離者のケアについては、医療施設の確保はもとより宿泊施設の確保やメンタルケアも含めた医療提供体制の拡充に取り組む。また、急速な感染拡大により自宅療養者が増加したときに備えるため、看護師等による健康管理、在宅医療及び症状変化時の医療機関受診・入院等、自宅療養者に対する医療提供体制の確保に取り組む。	感染拡大時には在宅医療が中心になるため、在宅関係の医療、訪問看護、訪問診療を追記してはどうか。また、健康管理センターのように通話による診療についても、付け加えてはどうか。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
19	4	62	17	□ 新型コロナウイルス等の新興感染症等の拡大に備えるため、感染症専門医や感染管理認定看護師の養成に取り組む。	□ 新型コロナウイルス等の新興感染症等の拡大に備えるため、感染症専門医、 <b>感染制御認定薬剤師</b> 及び <b>感染管理認定看護師</b> の養成に取り組む。	薬剤師についても、感染制御認定薬剤師制度があることから、感染制御認定薬剤師の養成についても追記してもらいたい。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。
20	4	64	9	(4) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実	—	「セーフティネット」は、基本的に子どもから高齢者、障害者を含め、全県民にかかるとのことでありと理解している。県が進める「誰一人取り残さない」という施策の基本コンセプトとも関連する重要な施策であると考える。しかしながら、素案の記載内容において、全体的に「高齢者・障害者等の福祉サービス」を中心とした内容の印象を受ける。国においては、「地域共生社会の実現」を基本コンセプトに、社会福祉法の改正をはじめ、具体的な施策として「包括的な支援体制整備」を位置付け、新たなセーフティネットの構築を目指している。 以上のことから、県が進める「誰一人取り残さない」という施策を推進するためにも、記載内容を再検討いただきたい。	【原文のとおり】 当該施策では高齢者、障害者だけではなく、66頁18行「ウ 日常生活を支える福祉サービスの向上」の中で、ひきこもり支援や生活困窮者の支援及び属性を問わない包括的な支援体制の整備等について記載している。 なお、子どもへの支援の取組は、重点的な取組として、52頁24行「(1) 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」及び56頁13行「(2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり」に記載している。
21	4	65	7	□ 施設整備等の介護施設や、介護サービス事業の効率的な運営が困難な離島地域における介護サービスの提供機会の確保に取り組む。	□ 施設整備等の介護サービス <b>基盤の整備を進め、必要な介護サービス</b> の確保に取り組む。	離島だけではなく県内全域で介護サービスは不足する状況にあるため「離島地域」だけではなく「県内全域」という記載に変えてはどうか。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 「県全域」で必要な介護サービスの確保に取り組み趣旨になるよう修正する。
22	4	65	9	□ 福祉・介護人材の確保に向けて、介護福祉養成施設と連携した広報活動の実施、介護事業所の経営安定と職員への定着に向けた支援、介護職員に対する技術向上研修・労働環境・処遇改善等に取り組む。	□ <b>介護給付の適正化を進め、適切なサービスの確保を図るため、市町村と連携して介護事業所への指導・助言</b> に取り組む。	小規模な事業所においては、事業所の設備や人員配置などの介護報酬の算定基準を十分理解していないため介護報酬を減額査定される実態があることから、介護報酬等の算定基準など経営面の教育等を支援する仕組みが必要ではないか。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 介護報酬の算定基準の周知・適正な算定に向けて、県では事業所に対する集団指導や実地指導による支援を実施しており、引き続き取り組み趣旨になるよう修正する。 なお、「福祉・介護人材の確保」に向けた取り組みは、171頁で整理している。

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
23	4	66	24	<p>知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域で自立した生活を送るための福祉サービスの利用援助や、生活困窮者の就労、家計等に対する包括的な支援に取り組む。</p>	<p>(修正)  <input type="checkbox"/> 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域で自立した生活を送るための福祉サービスの利用援助をはじめ、<u>成年後見制度の利用促進に取り組む。</u>            (追加)  <input type="checkbox"/> <u>新型コロナウイルス感染症の影響などにより生活再建に向けた支援を必要とする方々や生活困窮者に対し、就労や家計等に対する包括的な支援に取り組む。</u></p>	<p>沖縄県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付については、事業スタートした令和2年3月からの貸付件数が緊急小口資金と総合支援資金(延長・再貸付を含む)を合わせて約11万件、貸付決定金額が450億円を超えている(令和3年7月27日現在)。貸付件数、貸付決定金額とも全国でも上位となっている。</p> <p>また、令和4年度より10年余にわたり、償還期間が始まることとなっている。</p> <p>今後は、上記貸付事業だけでは生活の立て直しが難しく、7月より新たにスタートした「生活困窮者自立支援金」への申し込みや、生活保護制度の利用者が増加していくこと、生活保護制度の利用者が増加していくことが想定されるため、「新型コロナウイルス感染症と県民生活の支援体制の強化」について記載できない。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 66頁24行(① 福祉サービスの包括的な支援体制の強化)の施策文「<input type="checkbox"/> 知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域で自立した生活を送るための福祉サービスの利用援助や、生活困窮者の就労、家計等に対する包括的な支援に取り組む。」を左案のとおり修正し、施策文を追記する。</p>
24	4	77	17	<p>自然災害や新型コロナウイルス感染症等のリスクが発生する中、事業の継続や早期復旧を目的とした「事業継続計画(BCP)」の策定については、国や商工会等の関係機関と連携し、県内企業の策定に向けた支援に取り組む。</p>	<p>—</p>	<p>今回のコロナ対応において、企業におけるBCP対応の必要性は認識できたが、それ以上に県のBCP的なプランはさらに重要であることが確認できた。特に島嶼県であり且つ人口密度も高い我が県は、感染症においてやりによっては台湾やシンガポールのように守りを強くすることができる。何度県民の経済活動を止めることのないよう、必ず来るであろう感染症対応のために島嶼県として水際対策の強化や条例制定を含め、経済活動を止めないための行政としてのBCP構築が急がれるものと思料。</p>	<p>【原文のとおり】 県は、新型コロナウイルス感染症の発生時期に応じ、感染拡大を抑制し、県民の生命及び健康を保護するために県が講ずる保健医療対策の内容を定めた行動計画を策定するとともに、同計画に基づいた感染症対応業務を行いながら県の業務体制を維持する業務継続計画を策定しているところである。</p> <p>なお、自然災害時の業務継続計画については、別途、対応しているところである。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
25	4	79	22	<p>□ 要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、市町村における福祉避難所の指定促進に向け取り組む。</p> <p>(67頁1行)</p> <p>□ 高齢者をはじめとする要配慮者の災害時避難における福祉避難所の適正配置及び配置の促進、大規模災害時に一次避難所での災害時要配慮者を支援する沖縄県災害派遣福祉チーム「DWATおきなわ」の登録・養成研修に取り組む。</p>	<p>(67頁1行)</p> <p>□ 高齢者をはじめとする要配慮者等の災害時福祉支援活動の取組として、市町村における個別避難計画の作成促進や沖縄県災害派遣福祉チーム「DWATおきなわ」の派遣体制の強化、災害ボランティア活動を円滑に進めるための支援体制の整備等に取り組む。</p>	<p>福祉避難所等や災害時要配慮者の個別支援計画や個別避難計画の法律が改正されていることから法改正に合った表現にする必要がある。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 令和3年5月の災害対策基本法等の改正に伴い、要配慮者に関する施策に関して修正する。 なお、79頁22行の福祉避難所に関しては、法改正に伴う変更等は要しないため原文のとおりとする。</p>
26	4	155	7	<p>④ 保健衛生分野における国際協力の推進</p> <p>□ 新型コロナウイルス感染症など世界的に拡大する感染症等の状況を踏まえ、台湾をはじめとする国内外の研究機関等との連携強化による国際ネットワークの充実を図り、疫学調査や感染症対策等の研究開発等の促進による島しょ県における防疫体制の強化に取り組む。</p>	<p>—</p>	<p>沖縄と同じ島嶼性を持つ地域として、台湾の産業振興ならびに成長戦略は学ぶべき点が多くある。保健衛生分野に限定することなく、観光産業・ものづくり産業においても人的交流・文化的交流を積極的に推進してほしい。これらは沖縄の海外交易の歴史から生まれる独自性であり、日本の産業振興等にも貢献する取り組みだと考えている。</p>	<p>【文化観光スポーツ部会及び産業振興部会へ申し送り】 素案の審議箇所が他部会所管事項であることから、担当の部会への申し送り事項として整理する。</p>
27	4	155	8	<p>□ 新型コロナウイルス感染症など世界的に拡大する感染症等の状況を踏まえ、台湾をはじめとする国内外の研究機関等との連携強化による国際ネットワークの充実を図り、疫学調査や感染症対策等の研究開発等の促進による島しょ県における防疫体制の強化に取り組む。</p>	<p>(修正)</p> <p>□ 新型コロナウイルス感染症など世界的に拡大する感染症等の状況を踏まえ、台湾をはじめとする国内外の研究機関等との連携強化による国際ネットワークの充実を図り、疫学調査や感染症対策等の研究開発等を促進するとともに、琉球大学やJICA沖縄等に連携し、島しょ地域における防疫体制の強化に取り組む。</p>	<p>保健分野における国際協力の推進、島しょ地域の防疫体制の強化については、調査・研究開発のみならず、研修生の受け入れによる技術協力も大きく貢献していると考えられるため。また、当該項目の指標は研修生の受け入れ数であるため。 後半については、島しょ県の防疫体制、という点とあり、沖縄県の防疫体制の強化となり、国際協力、国際課題への貢献の観点では島しょ地域とすべきと思われるため。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
28	4	170	27	③ 社会参画とキャリアアップに資する学びの創出 <input type="checkbox"/> 産学連携の下、大学、大学院、専修学校等においてキャリアアップ・キャリアアプ子エンジに資するリカレントプログラムの開発・展開を促進し、一人ひとりのキャリア選択に応じた学びを提供できる環境の創出に取り組む。	-	記載されている「社会参画の機会創出」という表現に異論はないが、沖縄の最も重要な社会課題である「貧困の連鎖」を断ち切るための施策でもある旨、より強い表現・メッセージ性がほしい。また、民間レベルでもシナグルマルザへのリカレント教育などの具体的な活動が動きはじめている。個々の活動で終わることがないよう、国・県・自治体に対しては積極的かつ包括的な支援をお願いしたい。	【産業振興部会及び学術・人づくり部会へ申し送り】 素案の審議箇所が他部会所管事項であることから、担当の部会への申し送り事項として整理する。  ＜参考＞ 県のひとり親施策におけるリカレント教育では、就職や転職・キャリアアップに有利な資格取得を目指すひとり親に月額最大14万円を生活費として給付し、資格取得を支援する事業の他、ひとり親が利用しやすいよう、親の受講中に同じ施設内で子の保育サービスを提供して実施する経理事務の資格取得講座を開講している。
29	4	171	20	「③ 保育士の育成・確保」に係る施策について	(追記) <input type="checkbox"/> <u>保育士等の首成及び資質向上に向け、研修の充実に取り組む。</u>	「保育士の育成・確保」について、保育士の確保も重要であるが、保育士の育成、資質向上のため、1年目、5年目、10年目の研修等も大事である。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり追記する。
30	4	171	20	③ 保育士の育成・確保 <input type="checkbox"/> 保育士への就業を希望する者に対する修学資金等の貸付、確保の取組への支援に取り組む。 <input type="checkbox"/> 保育士の処遇改善や労働環境改善、魅力発信に向けて取り組むほか、保育士登録しているものの保育に従事していない、いわゆる潜在保育士の復職支援に取り組む。	③ 保育士等の育成・確保 <input type="checkbox"/> <u>保育士の魅力発信や、保育士への就業を希望する者に対する修学資金等の貸付、潜在保育士の復職支援などの保育士確保に取り組む。</u> <input type="checkbox"/> <u>保育士の処遇改善や業務改善など、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進する。</u>	保育士の確保と共に保育士の離職率の高さは、大きな課題である。保育士が専門職として自信と誇りをもって生涯働ける職場の豊かな環境づくりについて記載できないか。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。
31	4	172	20	県内で薬剤師が育成できるよう、県内国公立大学への薬学部設置など、総合的な薬剤師確保に取り組む。	県内国公立大学への薬学部設置による、県内国公立大学への薬学部設置に対する支援など、総合的な薬剤師確保に取り組む。	県内国公立大学への薬学部設置については、設置主体が大学となるが、琉球大学、名桜大学との意見交換の際に、両大学ともに、設置に係る財政支援が必要との意見があったことから、薬学部の設置に対する支援を追記してもらいたい。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
32	4	172	23~34	<p>□ 保健活動や高度医療を担う専門性の高い看護師の養成、学生に対する修学資金貸与の充実、民間看護師養成所の安定的運営に向けた支援、潜在看護師等の復職支援等を推進し、多様化する医療ニーズに対応できる看護師等の育成に取り組む。</p>	<p>□ …。また、離島・へき地の保健医療提供体制を支えるため看護師等の確保及び育成に取り組む。</p>	<p>1.現在の素案においては「地域特性に応じた保健活動」等の記載はあるが、島しょ等に関する記述がない。</p> <p>2.新たな振興計画(素案)では離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成に係る解決の方策、小・中規模離島等における持続可能な地域づくりが示されている。これらことから、新たな計画では離島振興をはかることとされ、特に、島しょ地域における看護師の育成・確保は、島しょ地域を多く抱える本県の地域医療を支える上で重要だと考える。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 島しょ地域の医療体制を支えるため、看護師の確保・育成は重要であり、県立看護大学では、島嶼保健看護に特化した看護師の養成を行っている。</p>
33	5	182	5	<p>平成27年3月に返還された西普天間住宅地跡地(約51ha)については、国など関係機関と連携し、琉球大学医学部及び同大病院の移設を核とした「沖縄健康医療拠点」の形成に取り組む。</p>	<p>—</p>	<p>「沖縄健康医療拠点の形成に取り組む。」の後に、「また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の専門病院の設立に取り組む」という内容を盛り込んでどうか。</p>	<p>【原文のとおり】 琉球大学病院は、感染症指定医療機関であり、移設にあたっては、感染症対策も強化すると聞いている。同病院は、令和7年開院に向け、すでに設計も終了し、着工しているところである。</p>
34	6	200	14	<p>□ 診療所と公立沖縄北部医療センター及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療など高度なICTの医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図る。</p>	<p>—</p>	<p>② 北部医療圏で、公立北部医療センターを中心に離島・僻地診療所等とのITによる医療連携(患者1カルテ・1ID)を実践して頂きたい。</p>	<p>【原文のとおり】 公立沖縄北部医療センターは、地域医療支援病院として地域の全ての医療機関とネットワークを構築し、患者の紹介、逆紹介、診療情報及び医療情報の共有を行うなど、地域完結型の医療を提供することとしている。今後、北部医療圏における取組を検討することとしている。</p>



番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	意見(修正文案等)	理由等	審議結果
35				<p>【追記希望】</p>	-	<p>「人づくり」に関する施策について、これまでの10年の取組でできなかったことを踏まえた上で、PDCAなど取組の効果を測定するための全体を統括した仕組みづくりの有効性の確保などの文言を記載できないか。</p>	<p>※ 委員からの同内容の意見が学術・人づくり部会で審議 産業振興部会から申し送りされたためその結果を記載する。</p> <p>【第3回学術・人づくり部会(8/26)審議結果】</p> <p>沖縄県では、現行の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、「沖縄21世紀ビジョン実施計画」で示した個々の「施策」と「主な取組」を対象に進捗状況や成果指標の達成状況について、各部署においてPDCAを実施しております。</p> <p>人材育成は、学校教育や、観光、福祉、ものづくり、IT、文化といった様々な産業分野、地域を支える人材等、多岐にわたり、また、人材育成に密接に関連する家庭環境、雇用環境、地域の現状等も分野ごとに、異なります。このため、分野を超えて統括することを踏まえ、結果個々の分野において、様々な環境を踏まえ、取組のみの効果検証を行わざるをえないものと考えております。</p> <p>このため、これら人材育成については、例えば学校教育であれば全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差、IT分野であれば国家資格取得者数、ものづくりであれば製造業従事者数、地域であれば「地域おこし協力隊」及び「地域おこし協力隊マネージャー」数といった、分野ごとに指標を設定して評価することとしております。</p> <p>各分野間の情報共有は重要であると考えており、今後、「地域連携プラットフォーム(仮称)」等において、これら各分野間の効果検証についての情報共有を図ってまいりたいと考えております。</p>

## 意見書様式(修正案用) (関連体系図(案)に対する意見)

部会名:福祉保健部会

① 主要指標		指標名	指標(案)	目 標 値	理 由 等	審議結果
基本施策番号						

② 成果指標		指標名	指標(案)	目 標 値	理 由 等	審議結果
施策番号	2-1)-ウ-①	ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への生活自立支援	-	-	就職に就くことも重要だが、経済的自立には「定着率(目標値:就職後1または3年)」が肝心だと思われる。 生活困窮者の多くは、短期的な労働をくりかえしている傾向があるため、キャリアパスができず、非正規雇用、所得が上がらない、生活資金にゆとりができないなどのループから抜けられない実態がある。 最近の障がい者就労支援でも、就職後の定着支援も福祉事業所の業務として制度が変わったので、ひとり親支援でも必要と感じた。	【原文のとおり】 県では、子育てと生計維持という二重の役割をひとりで担うひとり親家庭に対し、自立への第一歩として、個々の事情を踏まえた就労先の確保に取り組んでいることから、ひとり親支援に係る成果指標を「就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数」としている。 就労後の定着支援についても、自立支援事業の中で実施しているところであり、今後ともひとり親の生活の安定と収入の向上に向けた取組を支援していくこととしている。
2-1)-ウ-①		就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数	-	-	ひとり親家庭の親の就業率は全国的にも高い。働いているにもかかわらず、厳しい経済状況であることが課題なので、成果指標としては「ひとり親家庭の正規雇用率」とするべきではないか。	【原文のとおり】 県では、子育てと生計維持という二重の役割をひとりで担うひとり親家庭に対し、自立への第一歩として、個々の事情を踏まえた就労先の確保に取り組んでいることから、ひとり親支援に係る成果指標を「就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数」としている。 ひとり親家庭の正規雇用については、就職に有利な資格取得を目的とする講座や、正規雇用を進める事業者への助成等を県として実施しているところであり、今後ともひとり親の生活の安定と収入の向上に向けた取組を支援していくこととしている。
(施策の追加に伴う指標の追加)	2-(3)-ア-③		-	-	沖縄県は、健康診断の有所見率が9年連続してワースト1となっており、当該比率を改善する必要がある。	【原文のとおり】 意原のあった施策の追加ではなく既存施策に取組を追記することから、新たな指標の追加はしない。

基本施策番号	指標名	指標(案)	目 標 値	理 由 等	審議結果
2-(3)-エ-①	結核患者罹患率	-	-	新型コロナウイルス感染症の他に今後発生が世界規模で危惧されており、保健所機能や防疫体制を強化する指標になるため	【原文のとおり】 沖縄県では、例年結核患者罹患率が全国よりも高い水準となっており、特に患者発見の遅れによる集団感染の発生や外国人結核患者の増加が課題となっている。今後長期に渡る普及啓発や保健医療分野における連携体制の整備が必要になることが予想されることから、結核感染症の患者に的を絞ることとする。
2-(7)-ウ-②	介護サービスを受けられる離島数	-	-	「入所介護サービスを受けられる離島数」としてはどうか。 要介護高齢者や家族が最後まで島で生活できるためには入所可能なサービス体制が急務。介護サービス提供はほとんどの島で実現している。	【原文のとおり】 離島における介護サービスについては、地域の実情やニーズに応じ、入所・通所等の多様な介護サービスの提供により、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援することとしており、このような観点から指標を設定している。 なお、離島における介護サービスについては、運営費等の補助を行っており、引き続きサービス提供の維持に向け支援していくこととしている。
3-(3)-エ-②	感染管理認定看護師数	感染管理認定看護師 及び感染症看護専門看護師数	増加することができる	認定看護師は提供分野や施設における実践、指導、相談を行い、専門看護師は施設や地域における予防と適切な対策、水準の高い看護を提供できるため。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。

## 自由意見一覧（福祉保健部会）

### 【子育て】

- 1 低所得という課題（子どもの貧困の一つの要因でもある）に対して、これは福祉だけの問題なのではない。通学における送迎交通を交通分野の人は渋滞の要因と捉えがちで、その側面があることは否定しないが、なぜ送迎交通が多いのか考える必要がある。

歩けない大人が歩けない子供をつくる。遠足なのに歩かない。送迎を前提とした各種大会のプログラム。これにより、予想外の渋滞が発生している。

送迎により親の労働時間などの社会的損失が起きていることや、社会的損失を生み出す送迎交通が渋滞というさらに損失を生み出すことになる。小さい子を持つ親にとって、通勤・買い物・保育園を回るためには車が必要ということも聞いていることから、一定程度事業所が集まった地域には事業所の保育園を完備することの方が無駄な移動を減らすことに繋がると考えられる。交通の問題を交通だけで解決するのではなく、社会の問題として捉え、社会として解決する必要がある。

### 【高齢者福祉・医療】

- 2 素案の所々に医療・介護の人材確保が記載されており大きな課題と考えるが、それ以上に高齢化の進展は進んでいくと考えるため、介護、医療分野でもICTを積極的に整備し活用できるよう県が音頭を取っていただきたい。

### 【障害福祉】

- 3 県内の障害者の訪問介護事業所は、コロナ禍に対応できているのか、以前は色々な意味で地域の保健師が見回っていたと考えるため、そのような活用が必要ではないか。

### 【離島医療】

- 4 離島においては医者も看護師も2人体制で余裕を持たせ、きちんと休養が取れるような形であれば長く続いていけると実感している。医療だけではなくて保健分野まで広げて、離島の人たちの保健・健康を守っていくという形の発想をやっていかなければ、新しい21世紀の計画にはならないのではないかと。

### 【その他】

- 5 最近格差の広がりが話題となっているが、指標は平均のみを考えてよいのか。沖縄県の元気さである「出生率」は指標に入っていないのか、多くの計画があるがどうつながっていくかが見えない。この計画にAIを活用し各種計画のつながり方を考えてはどうか。